

令和 6 年 度

業 務 仕 様 書

委託業務名：鳴門市撫養幼稚園ほか6園施設定期点検等業務

監督員 係長 村上 まりえ

鳴門市教育委員会教育総務課

定期点検及び非構造部材点検仕様書

1. 委 託 内 容

- (1) 本業務は、別紙の建築物及び建築設備を建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき定期点検業務を委託する。また非構造部材（天井材、照明器具等）等の安全点検を委託する。
- (2) 点検対象施設：幼稚園7園の施設台帳配置図に記載された建物
- (3) 本業務は、下表により行う。

○	1	予備調査 ・対象建築物の下見 ・資料収集（竣工図等、従前の定期点検票） ・建物履歴調査（【建物履歴等ヒアリング票】による） ・点検調査計画図の作成
○	2	点検（現地調査）
○	3	定期点検及び非構造部材点検結果の判定及び報告

- (4) 本業務開始に当たっては、工程表を提出し、係員と協議のうえ行うこと。
ただし、現地調査は学校運営に支障が無いように施設管理者と十分協議を行い実施すること。
- (5) 業務委託期間：契約書による。

2. 調 査 業 務 の 進 め 方

本業務は、次の事項を（1）～（3）に基づき点検・報告を行うものとする。

■建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検について

「平成20年国土交通省告示第282号」及び「平成20年国土交通省告示第285号」に示された調査（検査）項目、調査（検査）事項、調査（検査）方法及び判断基準によるものとする。その他の点検項目、点検事項については、（財）日本建築防災協会発行の「特定建築物定期調査業務基準 2021年改訂版」、（財）日本建築設備・昇降機センター発行の「建築設備定期検査業務基準書 2023年版」を参考とすること。

■劣化状況調査について

対象建物を棟ごとに「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月文部科学省）」に基づき調査を行い、劣化状況の写真を撮影し整理するとともに、劣化状況調査票（様式5）に記入する。

■非構造部材の点検について

点検項目及び点検方法については「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省）」を参考とすること。

■その他点検について

敷地内にあるフェンス、防球ネット、バックネット、国旗掲揚台、樹木、バスケットゴール、サッカーゴール及び大型のボール等の転倒の恐れのあるもの（遊具は除く）について、腐食や部品の欠落等がないか点検を行うこと。

屋内外の階段及び踊場等の手摺高さ及び手摺子の間隔について危険個所がないか点検を行うこと。

施設台帳配置図に記載されていないプロパン庫、倉庫及び部室等の小規模建物についても、転倒や崩壊等の危険がないか点検を行うこと。

- (1) 予備調査
 - ① 現地下見：現地に赴き調査対象建物の立地環境・規模等を観察し概略の情報を得る。
 - ② 資料収集：調査対象建物の設計図書等点検に必要な資料の有無について確認する。
 - ③ 建物履歴調査：建物管理者からヒアリングを行い様式4【建物履歴等ヒアリング票】を作成する。
 - ④ 点検調査計画図の作成：配置図及び各階平面図を縮小し、別添1【点検結果図】に貼付けることにより作成する。施設台帳図面に入力しても可。

(2) 点検（現地調査）

① 定期点検については、点検方法、判断基準は「平成20年国土交通省告示第282号」、「平成20年国土交通省告示第285号」及び様式2【点検表】に従う。

非構造部材の点検については、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に従い、各室ごとに目視または可能な限り打診、触診または図面との照合により行うものとする。これらについて点検調査計画図に不具合箇所、状況、写真撮影箇所等を記載する。（記入は同じ用紙でよい。）

② 不具合箇所は写真撮影し、別添2【関係写真】に貼り付ける。（建築設備についても同様式による。）

③ 外壁の外装仕上げ材等のうちタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷により、「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」がないか点検し、ある場合は係員にその旨を報告すること。

(3) 点検結果の判定及び報告

① 不具合箇所等を記載した点検調査計画図を整理し、別添1【点検結果図】を作成する。（定期点検、非構造部材点検、その他点検とも）

② 様式2【点検表】に各点検項目の点検結果について記載する。

③ 様式3【点検結果表】に様式2【点検表】に該当する調査（検査）項目、調査（検査）事項について、点検結果を整理・記載する。

④ 様式6【非構造部材点検チェックリスト】に従い、各室ごとに各点検項目の点検結果について記載する。
※点検結果図と非構造部材点検チェックリストの室名は整合させること。

⑤ 様式3と様式5および様式6は重複する箇所があるが、相違がないようにそれぞれに記載する。

③ 各学校ごとにファイル綴じし、それぞれ1部ずつ提出する。（電子データ（CD-R）2部共）

3. 定期点検及び非構造部材点検実施要領

(1) 定期点検の方針

① 現地調査にあたっては、劣化・損傷、防火・避難及び構造安全に関する事項に重点を置いて点検を実施すること。（建築基準法適合・不適合の判断は必要ない。）

② 本定期点検では基本的に足場の設置、精密検査等の特別な設備による点検は想定していないため、点検が不能又は不十分な場合は、別途精密検査等の提案をすること。

(2) 点検の方法

① 定期点検は目視観察を基本とし、「国土交通省告示第282号」、「国土交通省告示第285号」及び様式2【点検表】に示された方法により行う。非構造部材等の点検については「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に従い、各室ごとに目視または可能な限り打診、触診または図面との照合により行うものとし、耐震化の観点から点検を行う。

② 定期点検、非構造部材およびその他の点検ともに不具合箇所については、写真撮影を行う。

③ 高所等で足場等の仮設無しに近接できない場合は、双眼鏡等により可能な範囲で点検を行う。タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等、外壁の外装仕上げ材等である場合は依頼者に「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」を報告するとともに、可能な限り打診による点検を行い危険度を判定すること。

④ 傾斜のある屋根面についても適当な場所から双眼鏡等により点検を行う。

⑤ 建築設備等の作動点検が必要なものについて、他の法令の規定による点検記録や専門業者による検査記録などが本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、その内容について点検資格者が適正であることを確認したうえ、その点検項目を読み替えることができる。

⑥ 同一施設であっても複数棟に分かれている場合は、棟ごとに点検を行うこと。

4. その他

(1) 疑義があれば指示を受けた後に作業にかかること。

(2) 受託者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

(3) 令和6年度施設台帳図面データ（JWW）を提供する。前回点検報告書について貸出可。

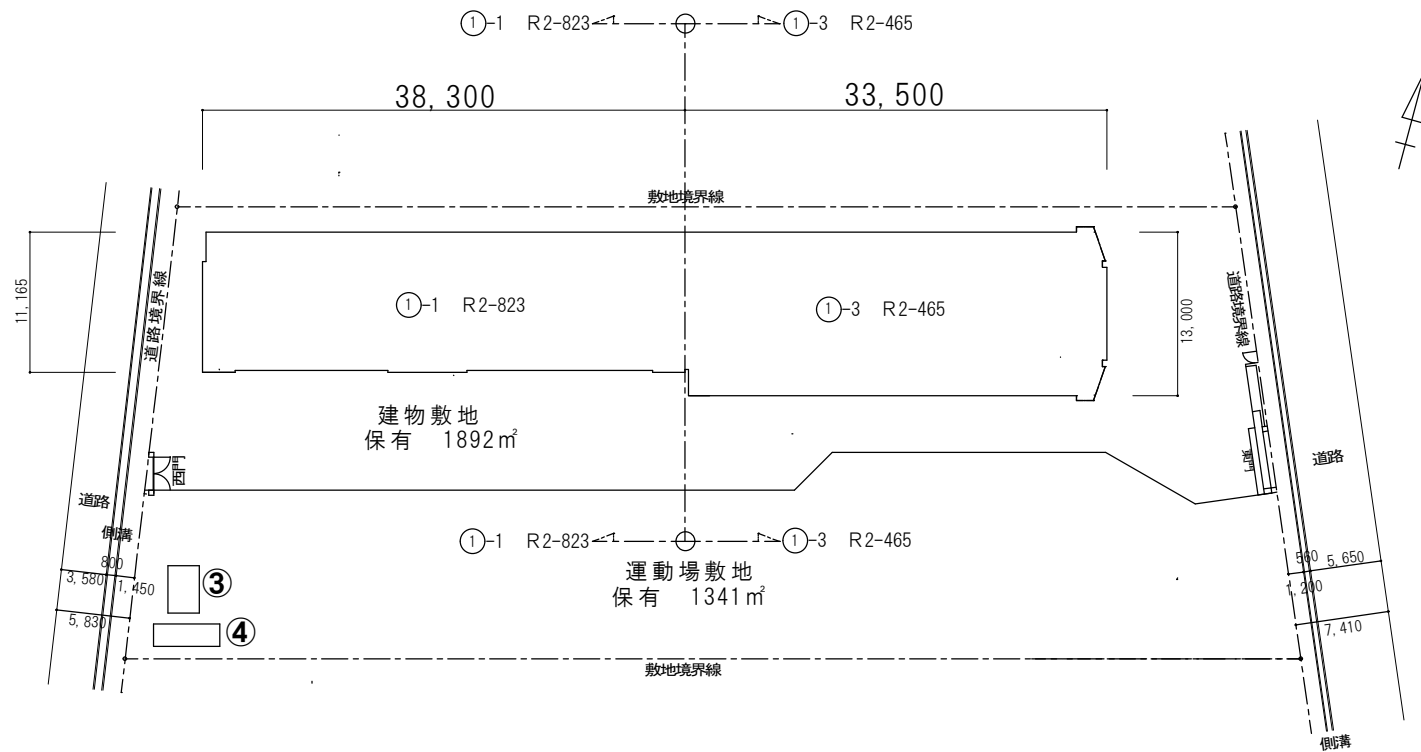
(4) 緊急もしくはおおむね一年以内に補修・改善等の対応が必要と判断するもので人身事故等の安全面の不具合については、点検後速やかに施設管理者に連絡するとともに、任意の様式により報告すること。

5. 定期点検及び非構造部材点検結果の報告

点検終了後以下の書類を提出すること。

- ① 様式1【定期点検及び非構造部材点検結果報告書】
- ② 様式2【点検表】
- ③ 様式3【点検結果表（建築）、（設備）】
- ④ 様式4【建物履歴等（ヒアリング）票】
- ⑤ 様式5【劣化状況調査票】
- ⑥ 様式6【非構造部材点検チェックリスト（集計表を含む）】
- ⑦ 別添1様式【点検結果図】 →施設の配置図及び平面図
- ⑧ 別添2様式【関係写真】
- ⑨ 調査状況写真
- ⑩ 定期点検者の資格証（建築士免許など）の写し

配置図	縮尺	1／600	学校名	撫養幼稚園	調査番号	都道府県	(市町村)			(学校)			整理番号	1028
						3	6	2	0	2	6	6		



(令和 5 年度)

1・2階
平面図

縮尺

1/600

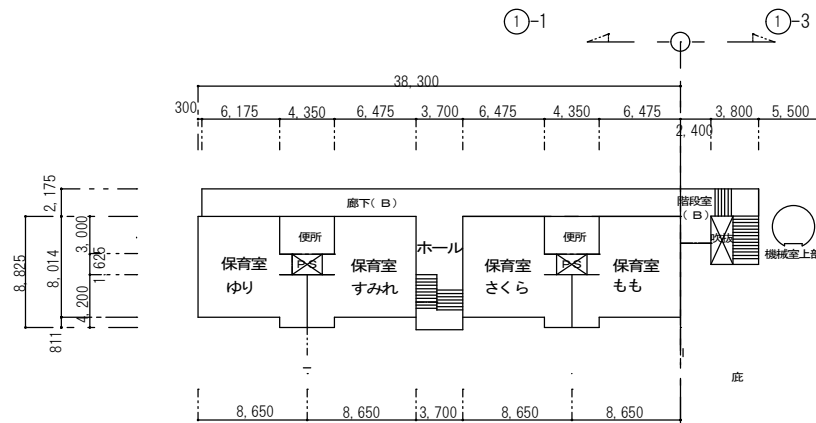
学校名

撫養幼稚園

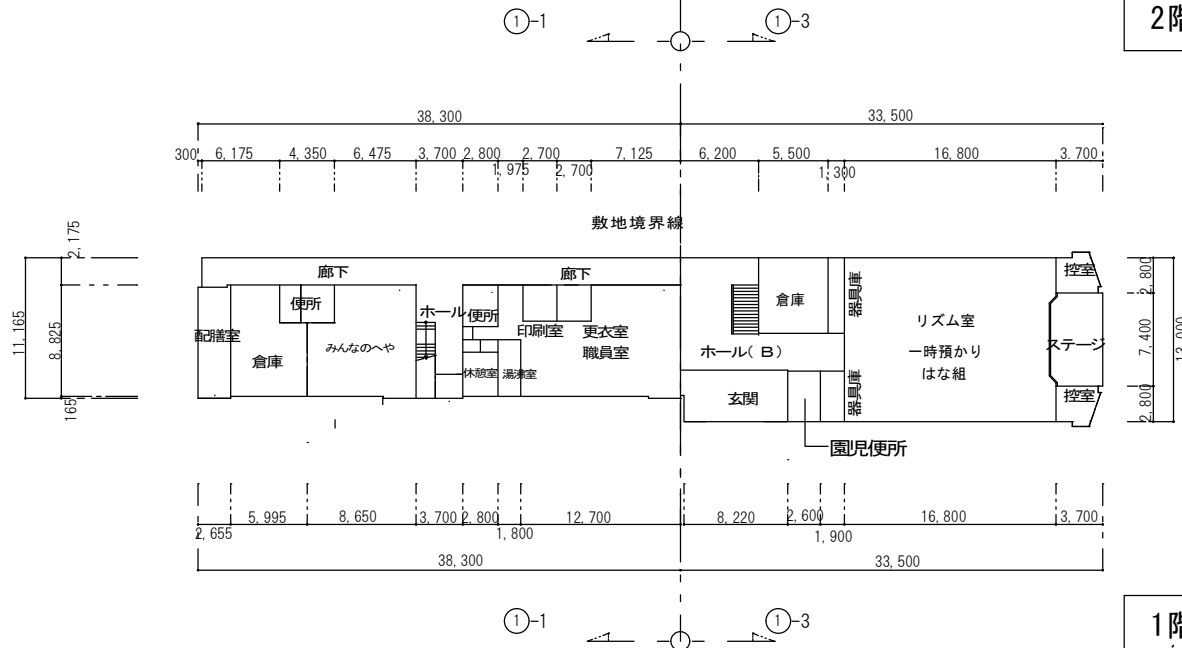
調査番号

都道府県		(市町村)				(学校)				整理番号
3	6	2	0	2	6	6	1	1		
3	6	2	0	2	6	6	1	1	1028	

1028



2階平面図 S = 1 : 600



1階平面図 S = 1 : 600

(令和 5 年度)

配置図

縮尺

1/600

学校名

精華幼稚園

調査番号

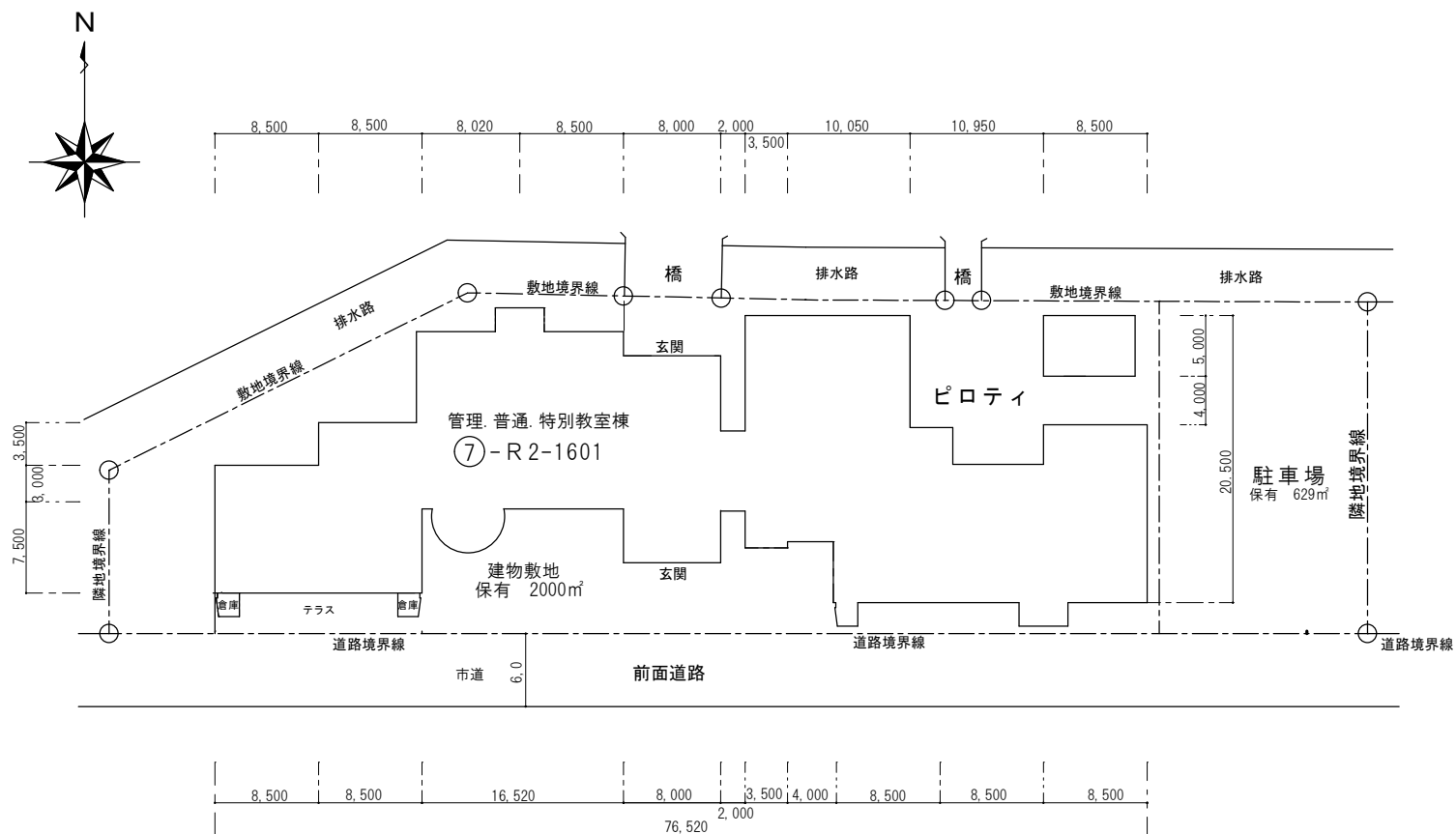
都道府県
3 6

(市町村)
2 0 2

(学校)
6 6 1 2

整理番号

1029



配置図 S = 1 : 600

(令和 5 年度)

平面図

縮尺

1/600

学校名

精華幼稚園

調査番号

都道府県

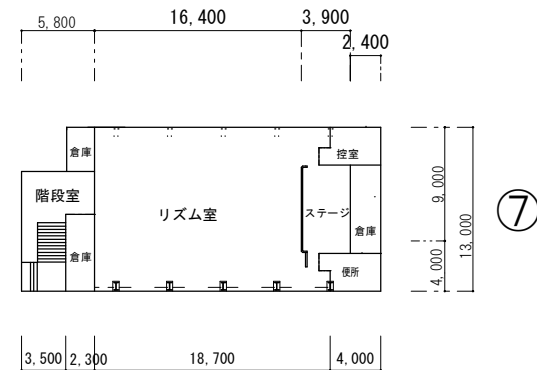
(市町村)

(学校)

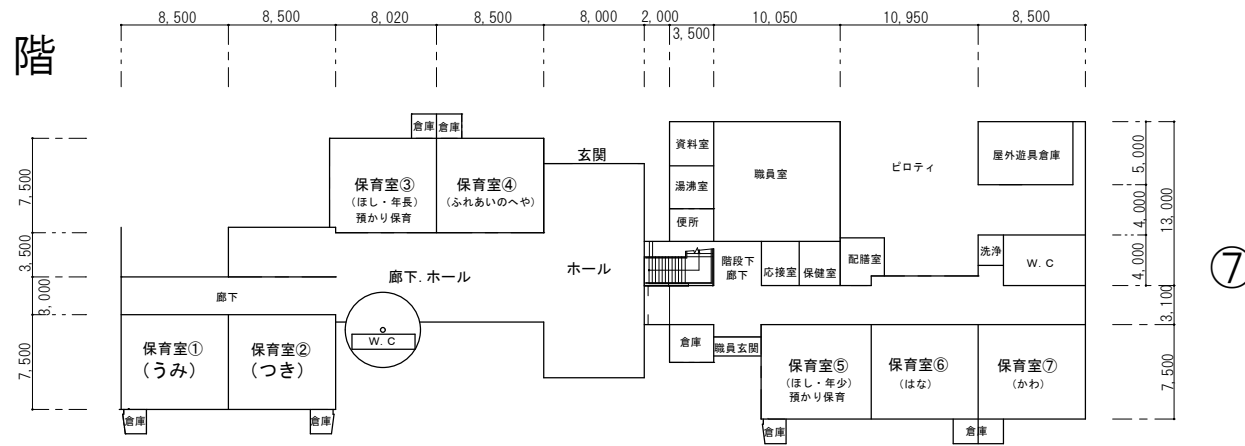
整理番号



2 階



1 階



(令和 5 年度)

配置図

縮尺

1 / 600

学校名

桑島幼稚園

調査番号

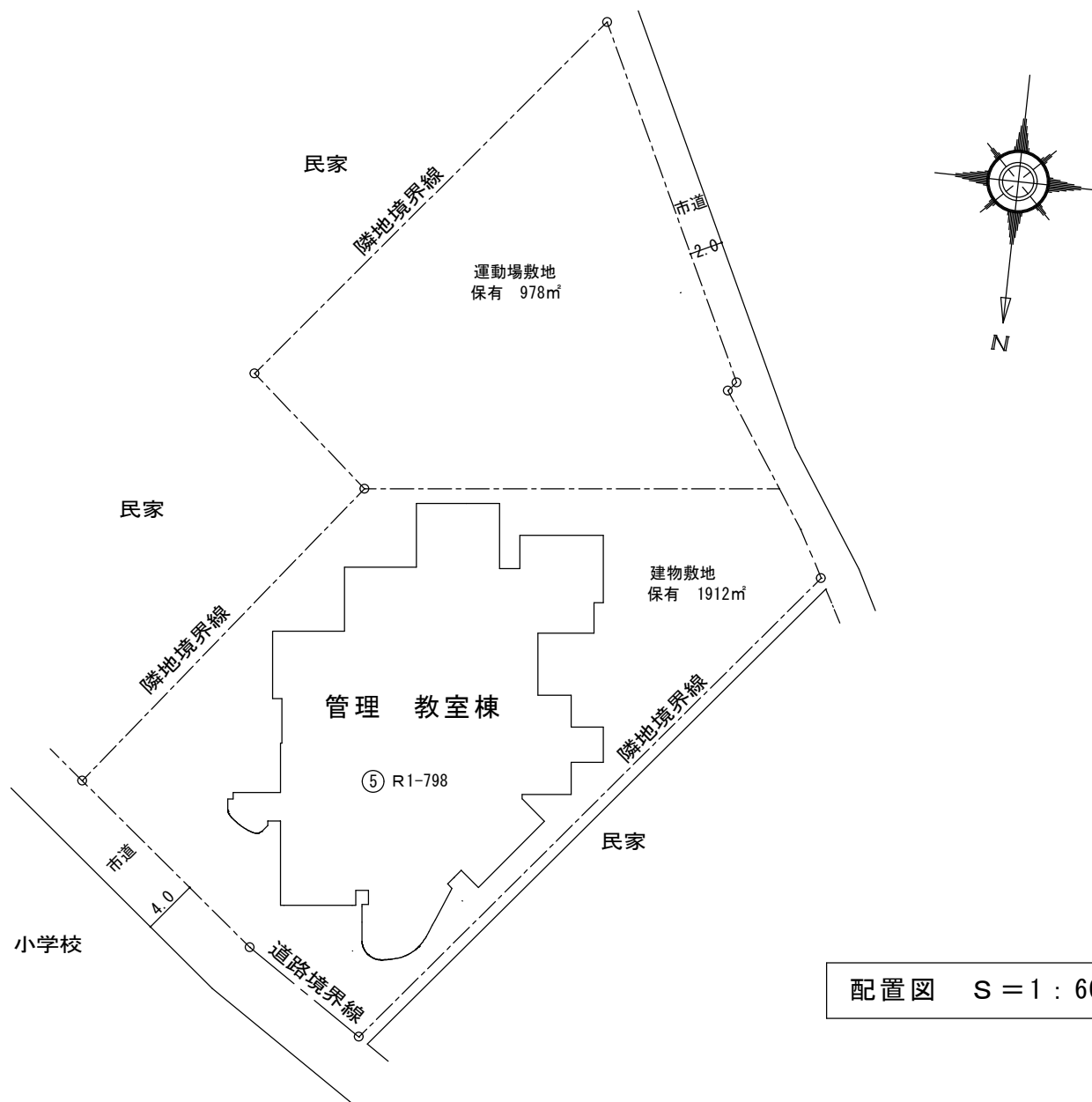
都道府県
3 6

(市町村)
2 0 2 6

(学校)
6 1 3

整理番号

1030



配置図 S = 1 : 600

(令和 5 年度)

平面図

縮尺

1/600

学校名

桑島幼稚園

調査番号

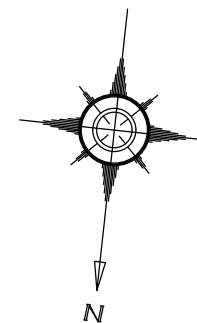
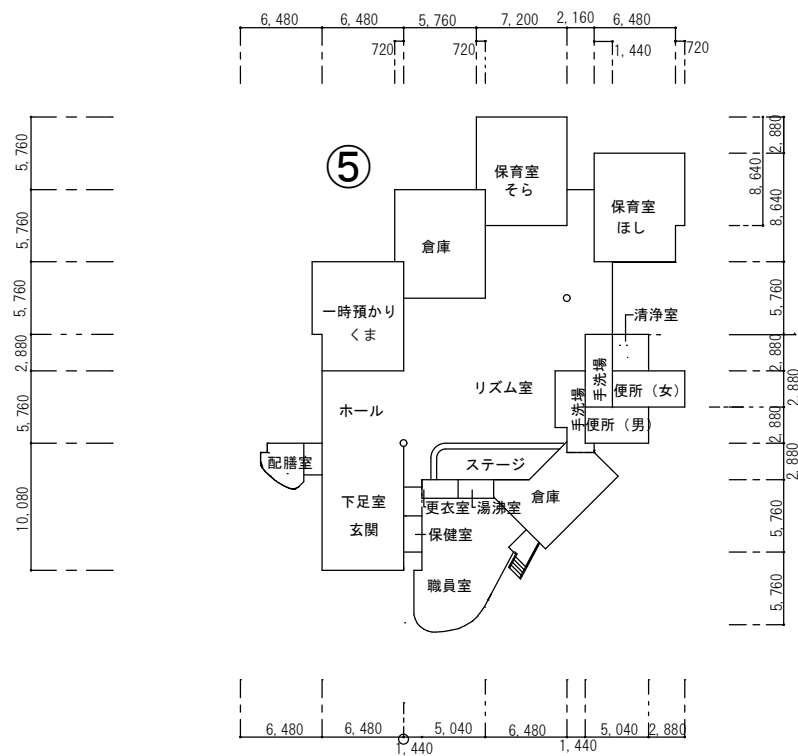
都道府県
3 6

(市町村)
2 0 2

(学校)
6 6 1 3

整理番号

1030



平面図 S = 1 : 600

(令和 5 年度)

配置図

縮尺

1 / 600

学校名

第一幼稚園

調査番号

3 6 2 0 2

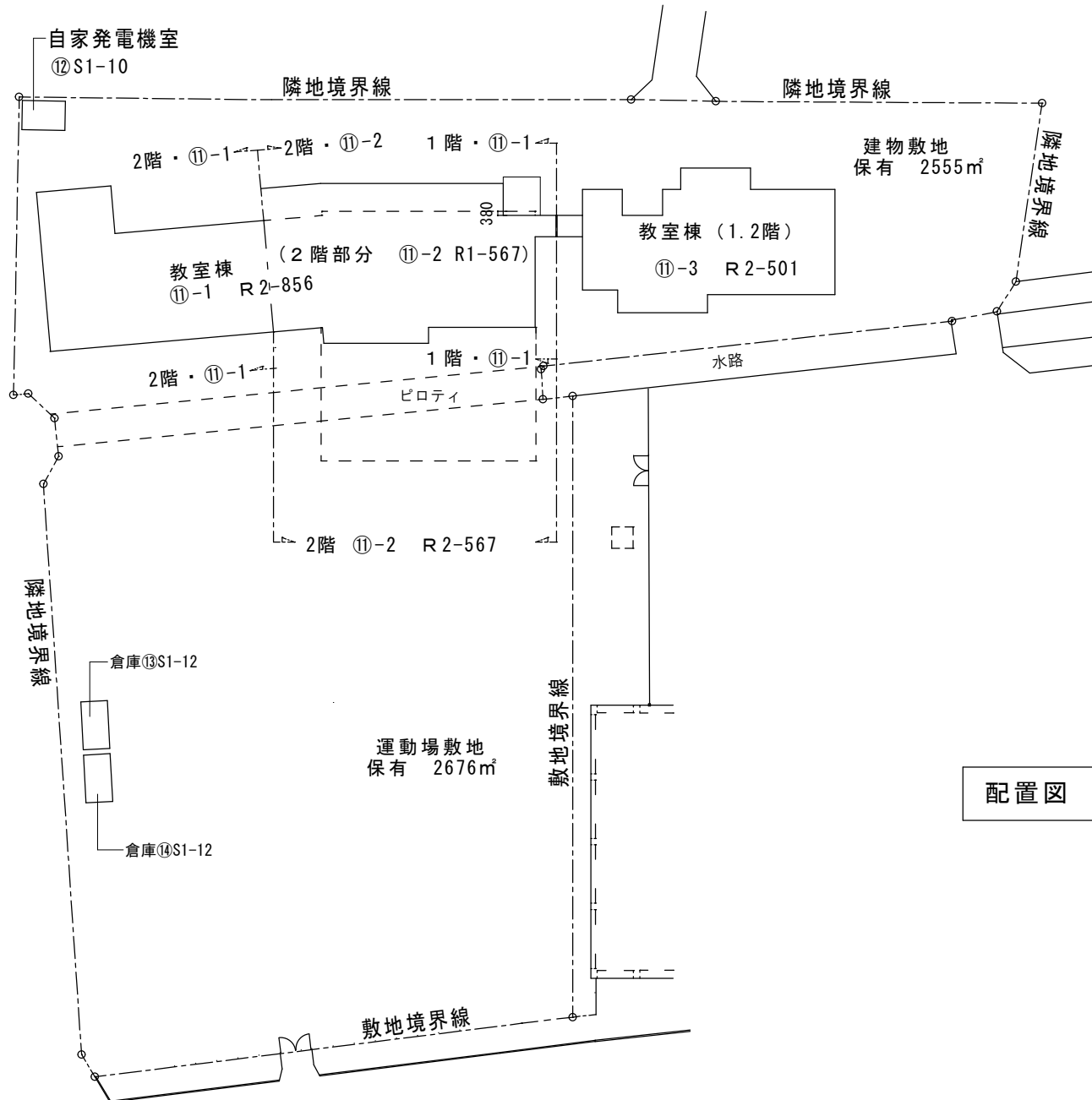
(市町村)

6 6 1 4

(学校)

整理番号

1031



配置図 S = 1 : 600

(令和 5 年度)

1.2階
平面図

縮尺

1/600

学校名

第一幼稚園

調査番号

3

6

2

0

2

6

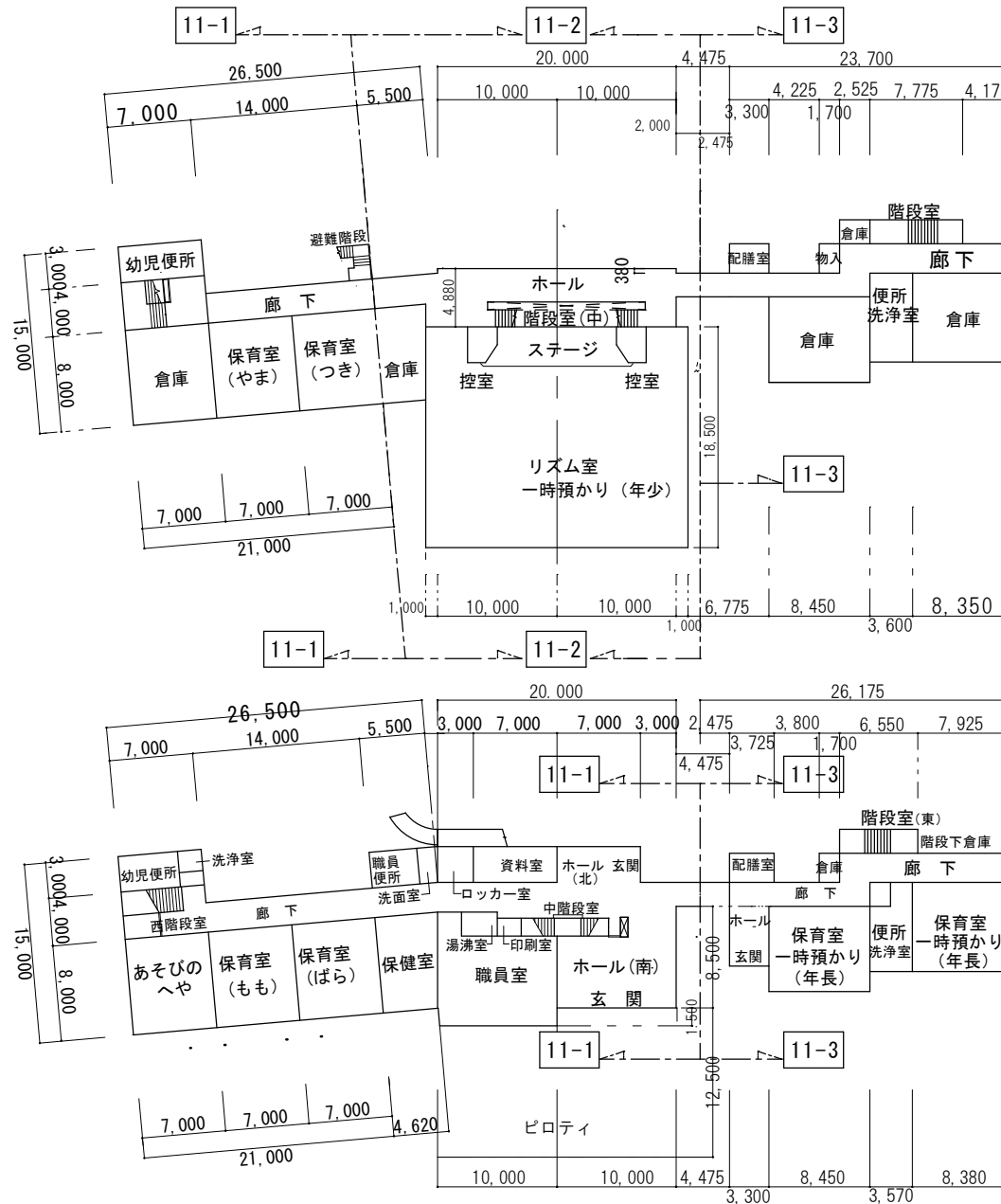
6

1

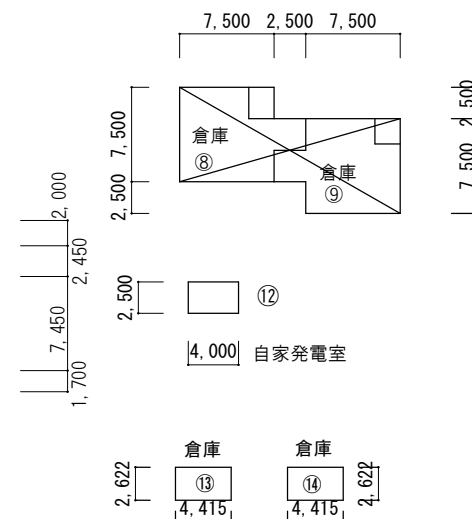
4

整理番号

1031



2 階平面図 S = 1 : 600



1 階平面図 S = 1 : 600

(令和 5 年度)

配置図

縮尺

1 / 600

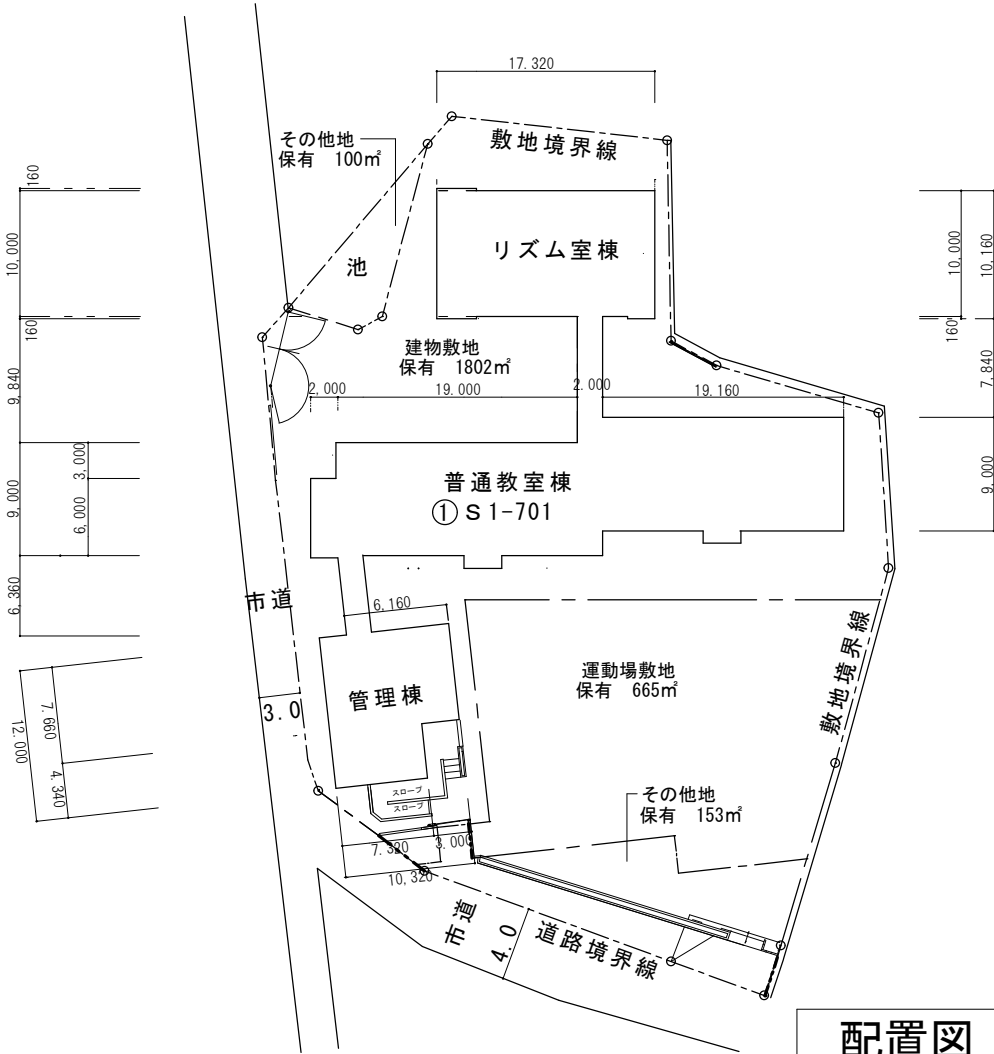
学校名

堀江北幼稚園

調査番号

都道府県	(市町村)	(学校)	整理番号
3 6	2 0 2	6 6 2 9	1043

1043



配置図 S=1 : 600

(令和 5 年度)

平面図

縮尺

1／600

学校名

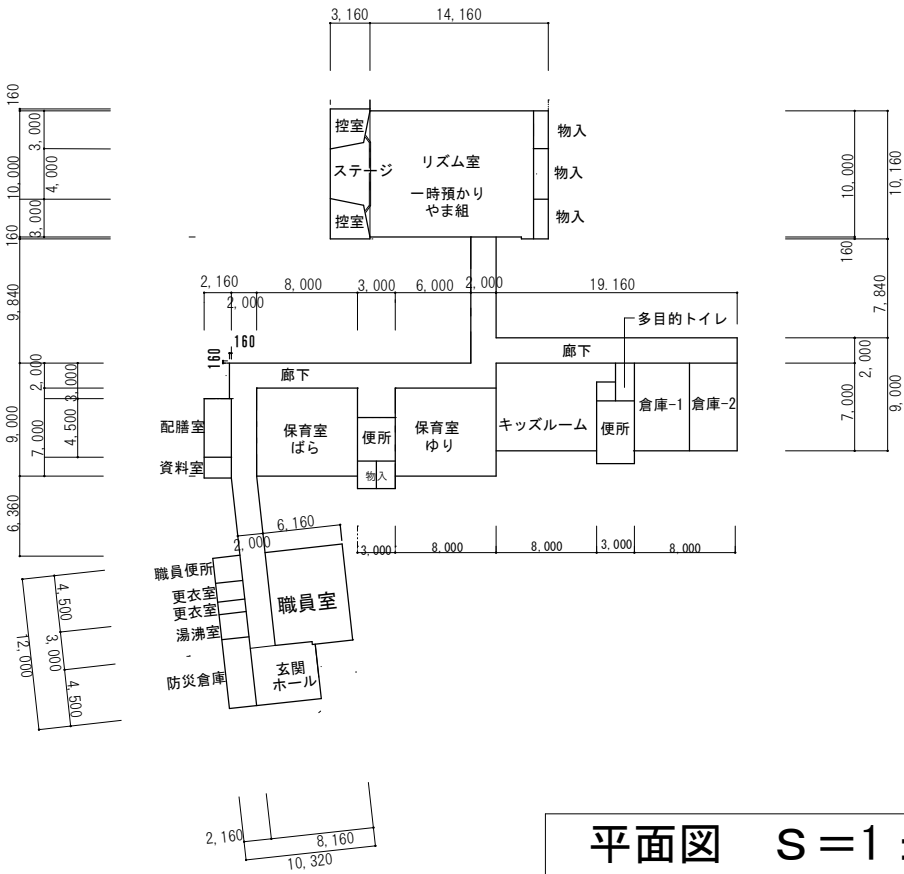
堀江北幼稚園

調査番号

都道府県	(市町村)	(学校)
3 6	2 0 2	6 6 2 9

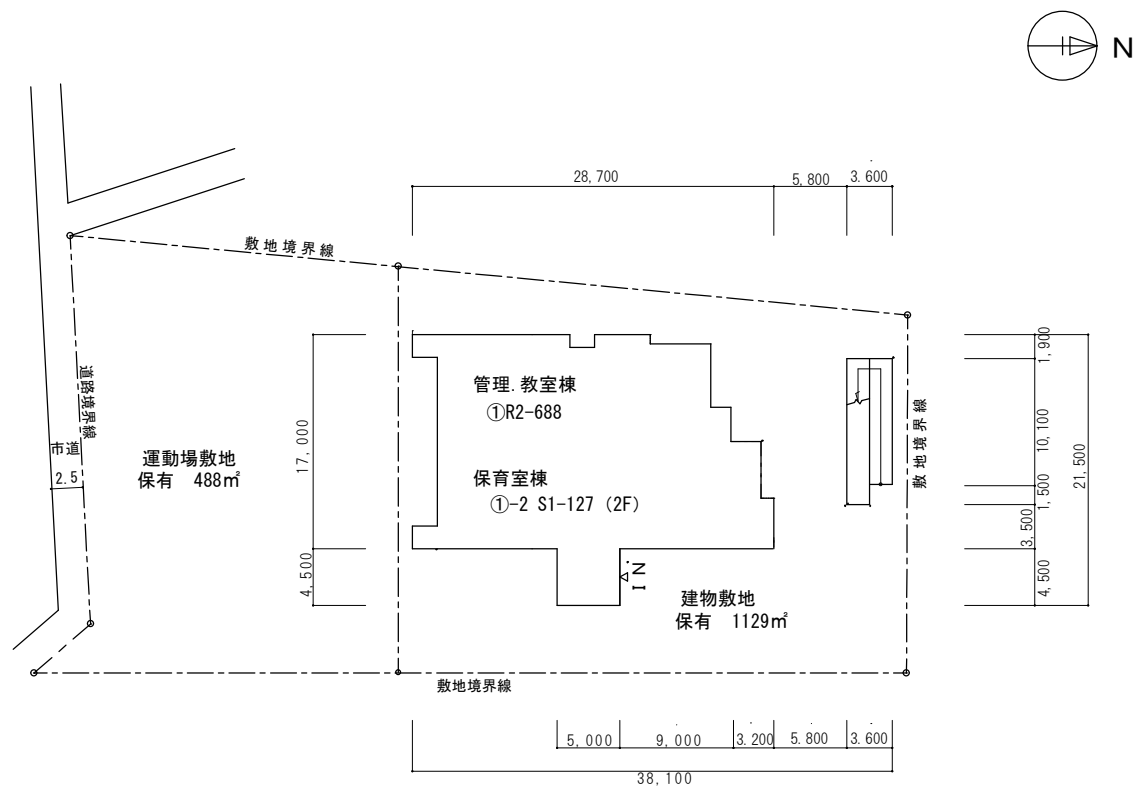
整理番号

1043



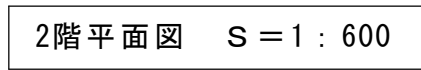
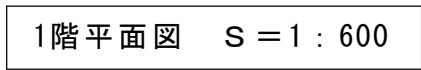
平面図 S=1 : 600

配置図	縮尺	1/600	学校名	明神幼稚園	調査番号	都道府県	(市町村)				(学校)				整理番号	1047
						3	6	2	0	2	6	6	3	3		



配置図 S = 1 : 600

1・2階 平面図	縮尺	1／600	学校名	明神幼稚園	調査番号	都道府県	(市町村)	(学校)				整理番号	1047
						3	6	2	0	2	6		



(令和 5 年度)

配置図

縮尺

1／600

学校名

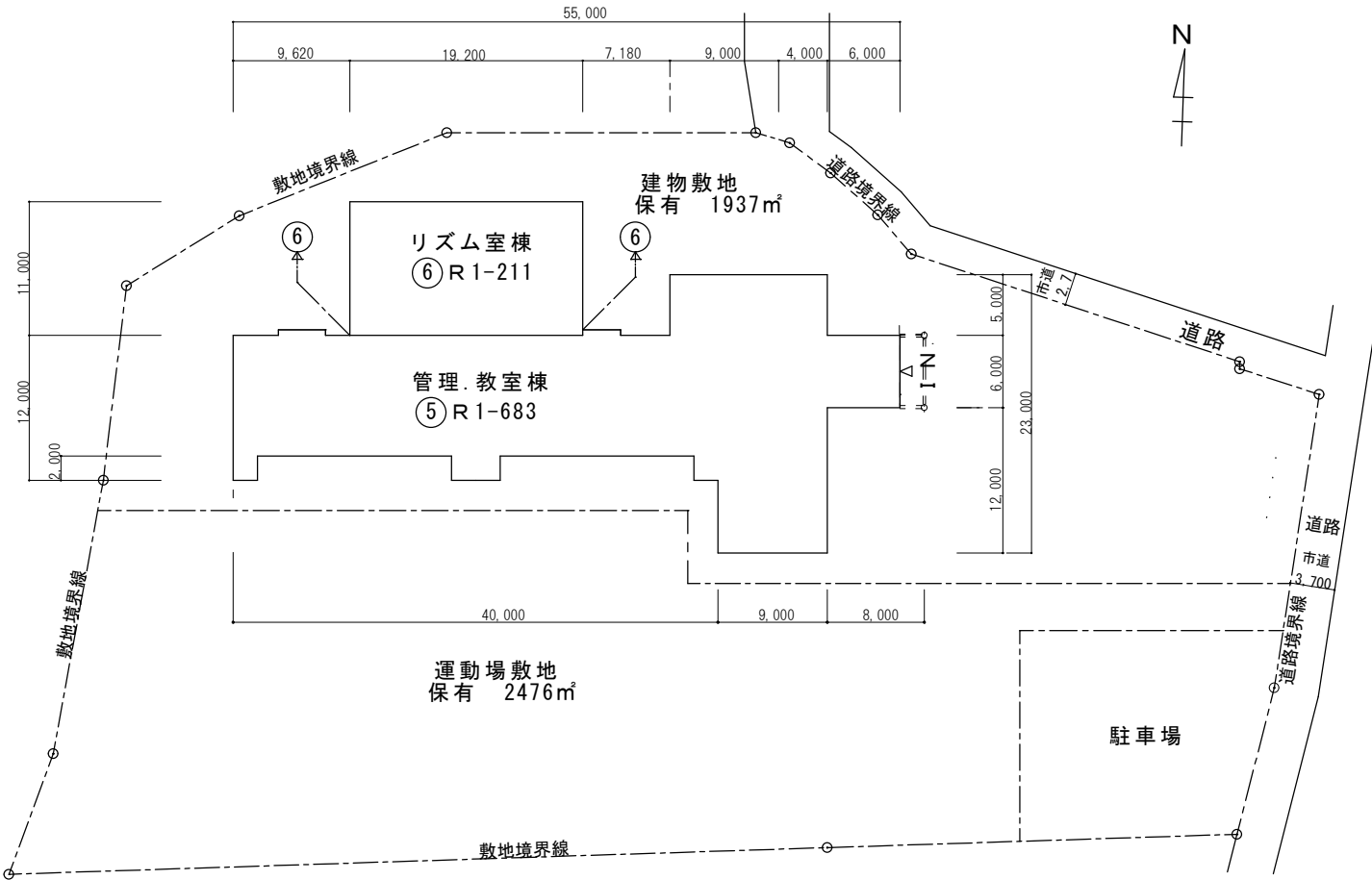
板東幼稚園

調査番号

都道府県	(市町村)	(学校)
3 6	2 0 2	6 6 3 4

整理番号

1045



配置図

S = 1 : 600

(令和 5 年度)

平面図

縮尺

1 / 600

学校名

板東幼稚園

調査番号

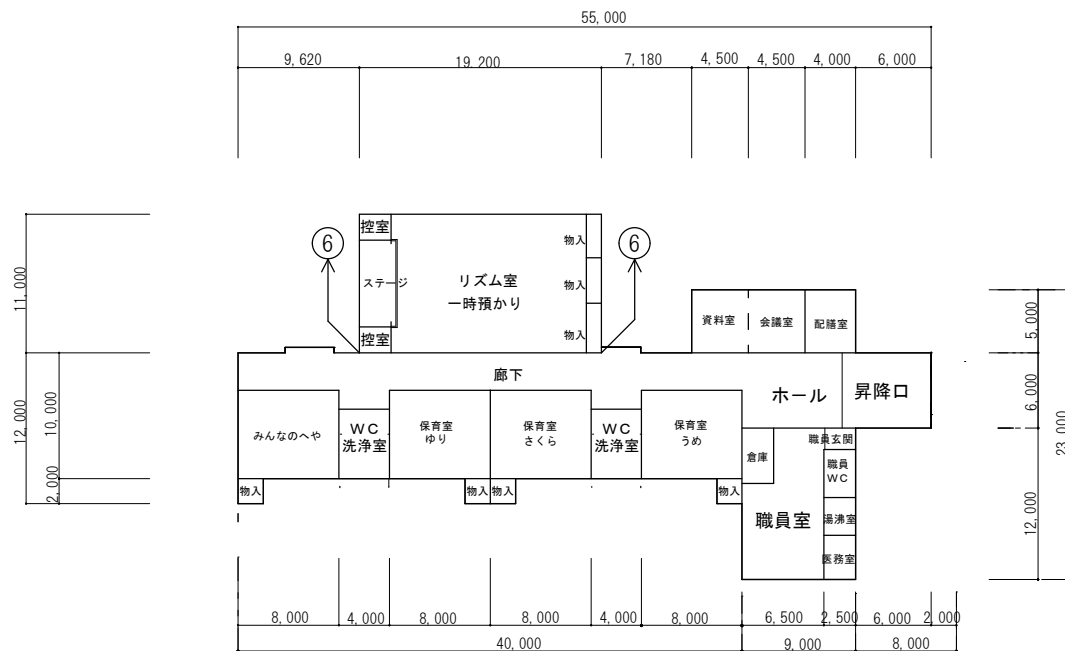
都道府県
3 6

(市町村)
2 0 2

(学校)
6 6 3 4

整理番号

1045



平面図 S = 1 : 600

定期点検及び非構造部材点検結果報告書

令和 年 月 日

依頼者氏名 殿

点検業者住所
氏名

印

点検者氏名
点検者資格・番号

印

下記建築物について【定期点検・非構造部材点検】した結果は別紙のとおりです。

記

建築物 所在地：
名称：
用途：
構造・階数：

点検年月日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

点 検 表

様式2

1 建築物の敷地

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	敷地	イ	建築1-(1)地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。					
		ロ	建築1-(2)敷地内の排水の状況	目視	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。					
		ハ	その他	目視	敷地内のポール等について、腐食や部品の欠落等があること。					
②	ます	イ	建築1-(2)敷地内の排水の状況	目視	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。					○
③	擁壁	イ	建築1-(8)擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。					
		ロ	建築1-(9)擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	目視	水抜きパイプに詰まりがあること。					
④	塀	イ	建築1-(3)組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視・下げ振り等・(触手)	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。					
⑤	給水用タンク	イ	設備2-(3)給水設備：飲料用の給水タンク及び貯水タンクの腐食及び漏水の状況	目視	飲料用の給水タンク及び貯水タンクに腐食又は漏水があること。					○

点 検 表

様式2

2 建物外部

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	基礎	イ	建築2-(1)基礎の沈下等の状況 建築2-(2)基礎の劣化及び損傷の状況	目視・建具の開閉具合等により確認	・地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。 ・礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。					
②	木造	イ	建築2-(3)土台の沈下等の状況	目視・建具の開閉具合等により確認・手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確	・土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。 ・木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築2-(4)土台の劣化及び損傷の状況							
		ハ	建築2-(6)木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。					
③	鉄骨造	イ	建築2-(9)鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	鋼材に著しい錆、腐食等があること。					
④	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造	イ	建築2-(10)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。					

点 検 表

様式2

2 建物外部

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
④'	組積造・補強コンクリートブロック造	イ	建築2-(7)組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	・れんが、石等に割れ、ずれ等があること。 ・目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。					
		ロ	建築2-(8)補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況							
⑤	煙突	イ	建築6-(6)煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築6-(7)付帯金物の劣化及び損傷の状況		付帯金物に著しい錆、腐食緊結不良等があること。					
⑥	外壁	イ	建築2-(11)タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	※1	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。					
		ロ	建築2-(12)乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況		ひび割れ、欠損等があること。					
		ハ	建築2-(13)金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。					
		ニ	建築2-(14)コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況		錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。					

点 検 表

様式2

2 建物外部

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑦	庇・玄関ポーチ	イ	建築2-(11)タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	※1	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。					
⑧	排気口・吸気口	イ	設備1-(2)換気設備の外観:外気取り入れ口及び排気取り入れ口の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
⑨	外部階段	イ	建築5-(15)階段各部の劣化及び損傷の状況	目視	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。					
⑩	窓	イ	建築2-(15)サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・開閉により確認・聴診	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。					
⑪	バルコニー	イ	建築5-(8)避難上有効なバルコニーの手すり等の劣化及び損傷の状況	目視・テストハンマーによる打診等により確認	著しい錆又は腐食があること。					
		ロ	建築5-(10)避難上有効なバルコニーの避難器具の操作性の確保の状況	目視・作動により確認	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。					
⑫	避雷針・テレビアンテナ等	イ	建築6-(5)避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。					○

点 検 表

様式2

2 建物外部

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑬	外壁に緊結された 広告板、 空調機用 屋外機等	イ	建築2-(17)機器本体の劣化及び 損傷の状況	必要に応 じて双眼 鏡等を使 用し目視	機器本体に著しい錆又は腐食があ ること。					○
		ロ	建築2-(18)支持部分等の劣化及 び損傷の状況	・必要に応 じて双眼 鏡等を使 用し目視 ・手の届く 範囲をテ ストハン マーによ る打診等 により確 認	支持部分に緊結不良があること又は 緊結金物に著しい錆、腐食等があ ること。					○
⑭	膜構造建 築物の膜 体、取付 部材等	イ	建築6-(1)膜体及び取付部材の劣 化及び損傷の状況	必要に応 じて双眼 鏡等を使 用し目視。 ただし、三 年以内に 実施した 点検の記 録がある 場合に あつては、 当該記録 により確 認すること で足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の 剥がれ等があること。					
		ロ	建築6-(2)膜張力及びケーブル張 力の状況		膜張力又はケーブル張力が低下し ていること。					

点 検 表

様式2

2 建物外部

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑮	免震構造の建築物の免震層及び免震装置	イ	建築6-(3)免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	・目視 ・三年以内に実施した点検の記録がある場合 にあつては、当該記録により確認	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築6-(4)上部構造の可動の状況		上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること。					

- ※1 開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。
- ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する
- (三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。)
- 外装仕上げ材等のうちタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷により、「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」がないか点検し、あった場合、依頼者に報告すること。

点 検 表

様式2

3 建物内(玄関及び玄関ロビー等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	天井・内壁	イ	建築4-(12)(24)天井・壁で難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	・必要に応じて双眼鏡等を使用し目視 ・テストハンマーによる打診等	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。					
②	照明器具等	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
③	その他附属物	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○

点 検 表

様式2

4 屋上、塔屋

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	煙突	イ	建築6-(6)煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築6-(7)付帯金物の劣化及び損傷の状況		付帯金物に著しい錆、腐食緊結不良等があること。					
②	屋根	イ	建築3-(2)パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視・テストハンマーによる打診等	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。					
		ロ	建築3-(3)笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況		・モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。 ・笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。					
		ハ	建築3-(4)金属笠木の劣化及び損傷の状況		・モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。 ・笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。					
		ニ	建築3-(5)排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況		排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。					
		ホ	建築3-(7)屋根の劣化及び損傷の状況	・必要に応じて双眼鏡等を使用し目視 ・テストハンマーによる打診等	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。					

点 検 表

様式2

4 屋上、塔屋

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
③	屋上面	イ	建築3-(1)屋上面の劣化及び損傷の状況	目視	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること。					
④	排気口、給気口	イ	設備1-(2)換気設備の外観:外気取り入れ口及び排気取り入れ口の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
⑤	避雷針、テレビアンテナ等	イ	建築6-(5)避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。					○
⑥	冷却塔	イ	建築3-(8)機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視・テストハンマーによる打診等	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。					○
		ロ	建築3-(9)支持部分等の劣化及び損傷の状況		支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。					○

点 検 表

様式2

4 屋上、塔屋

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑦	空調機用 屋外機等	イ	建築3-(8)機器、工作物本体及び 接合部の劣化及び損傷の状況	目視・テストハンマー による打診等	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。					○
		ロ	建築3-(9)支持部分等の劣化及び 損傷の状況		支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。					○
⑧	建築設備 等困障	イ	建築3-(8)機器、工作物本体及び 接合部の劣化及び損傷の状況	目視・テストハンマー による打診等	・機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。 ・支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築3-(9)支持部分等の劣化及び 損傷の状況							
⑨	空調・換気 用ダクト	イ	設備1-(5)換気設備の外観：風道 の取付けの状況	目視・触診	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。					○

点 検 表

様式2

4 屋上、塔屋

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑩	ダンパー・防火ダンパー	イ	設備 防火ダンパーの取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。					○
		ロ	設備 防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認	ダンパーが円滑に作動しないこと。					○
		ハ	設備 防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視・触診	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。					○
		ニ	設備 運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。					○

点 検 表

様式2

4 屋上、塔屋

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑪	給水配管、排水配管	イ	設備1-(2)配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く.):配管の腐食及び漏水の状況	目視	配管に腐食又は漏水があること。					○
⑫	高置タンク、消火用タンク等	イ	建築3-(9)支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視・テストハンマーによる打診等	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。					○
		ロ	設備2-(3)給水設備:飲料用の給水タンク及び貯水タンクの腐食及び漏水の状況	目視	飲料用の給水タンク及び貯水タンクに腐食又は漏水があること。					○

点 検 表

様式2

5 建物内(室内)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	木造	イ	建築4-(6)木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(17)木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
②	組積造	イ	建築4-(7)組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。					
③	補強コンクリートブロック造	イ	建築4-(8)補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。					
④	鉄骨造	イ	建築4-(9)鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	鋼材に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(18)鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						

点 検 表

様式2

5 建物内(室内)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑤	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	イ	建築4-(10)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築4-(19)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
⑥	天井・内壁	イ	建築4-(12)(24)天井・壁で難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	・必要に応じて双眼鏡等を使用し目視 ・テストハンマーによる打診等	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。					
⑥'	耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	イ	建築4-(12)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
		ロ	建築4-(13)鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。					

点 検 表

様式2

5 建物内(室内)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑦	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	イ	建築4-(21)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
⑧	照明器具等	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑨	排気口、給気口	イ	設備1-(4)換気設備の外観:給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○

点 検 表

様式2

5 建物内(室内)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑩	防煙壁	イ	建築5-(25)防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。					○
⑪	可動防煙壁	イ	設備3-(1)手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認	片手で容易に操作できないこと。					
		ロ	設備3-(2)手動降下装置による連動の状況		連動して作動しないこと。					
		ハ	設備3-(3)煙感知器による連動の状況		連動して作動しないこと。					
		ニ	設備3-(5)可動防煙壁の状況	目視	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。					
		ホ	設備3-(6)中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。					
⑫	自然換気設備及び機械換気設備	イ	設備1-(7)換気設備の外観:給気機及び排気機の設置の状況	目視・触診	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ロ	設備2-(2)換気設備の外観:排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ハ	設備2-(6)換気設備の外観:排気筒及び煙突の断熱の状況	目視・触診	断熱材が脱落又は損傷していること。					○
		ニ	設備1-(11)換気設備の性能:中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。					○
										○

点 検 表

様式2

5 建物内(室内)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑬	防火区画・防火扉	イ	建築4-(5)延焼の恐れのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	目視	開口部に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。					○
⑭	防火設備 (防火戸、シャッター その他これらに類するものに 限る。)	イ	建築4-(31)本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視	防火区画に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。					○
		ロ	建築4-(32)防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認(三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認)	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。					○

点 検 表

様式2

5 建物内(室内)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑮	エアコン、ファンコイル等	イ	設備1-(12)空気調和設備(中央管理方式の空気調和設備に限る。)の主要機器及び配管の外観:主要機器の設置の状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ロ	設備1-(13)空気調和設備(中央管理方式の空気調和設備に限る。)の主要機器及び配管の外観:主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況	目視	主要機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。					○
		ハ	設備1-(14)空気調和設備(中央管理方式の空気調和設備に限る。)の主要機器及び配管の外観:空気調和設備の運転の状況	目視・触診	運転中に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。					○
⑯	その他の付属物	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑰	石綿等を添加した建築材料	イ	建築4-(44)吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。					○
		ロ	建築4-(46)囲い込み又は封じ込みによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。					○

点 検 表

様式2

6 建物内(廊下、階段等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	木造	イ	建築4-(6)木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(17)木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
②	組積造	イ	建築4-(7)組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。					
③	補強コンクリートブロック造	イ	建築4-(8)補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。					
④	鉄骨造	イ	建築4-(9)鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	鋼材に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(18)鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						

点 検 表

様式2

6 建物内(廊下、階段等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑤	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	イ	建築4-(10)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築4-(19)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
⑥	天井・内壁	イ	建築4-(12)(24)天井・壁で難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	・必要に応じて双眼鏡等を使用し目視 ・テストハンマーによる打診等 目視	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。					
⑥'	耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	イ	建築4-(12)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
		ロ	建築4-(13)鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。					

点 検 表

様式2

6 建物内(廊下、階段等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑦	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	イ	建築4-(21)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
⑧	照明器具等	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑨	排煙口、排煙窓、排煙用手動開放装置	イ	建築5-(25)防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。					○
⑩	階段	イ	建築5-(15)階段各部の劣化及び損傷の状況	目視	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。					
		ロ	建築5-(22)特別避難階段の付室の外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視・作動により確認	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと。					
⑪	防火区画・防火扉	イ	建築4-(5)延焼の恐れのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	目視	開口部に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。					○

点 検 表

様式2

6 建物内(廊下、階段等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑫	その他の付属物	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑬	石綿等を添加した建築材料	イ	建築4-(44)吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。					○
		ロ	建築4-(46)囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。					○

点 検 表

様式2

7 建物内(便所、湯沸室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	木造	イ	建築4-(6)木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(17)木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
②	組積造	イ	建築4-(7)組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。					
③	補強コンクリートブロック造	イ	建築4-(8)補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。					
④	鉄骨造	イ	建築4-(9)鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	鋼材に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(18)鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						

点 検 表

様式2

7 建物内(便所、湯沸室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑤	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	イ	建築4-(10)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築4-(19)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
⑥	天井・内壁	イ	建築4-(12)(24)天井・壁で難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	・必要に応じて双眼鏡等を使用し目視 ・テストハンマーによる打診等 目視	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。					
⑥'	耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	イ	建築4-(12)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
		ロ	建築4-(13)鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。					

点 検 表

様式2

7 建物内(便所、湯沸室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑦	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	イ	建築4-(21)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
⑧	照明器具等	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑨	排気口、給気口	イ	設備1-(4)換気設備の外観:給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
⑩	給水配管、排水配管	イ	設備1-(2)配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。):配管の腐食及び漏水の状況	目視	配管に腐食又は漏水があること。					○
⑪	湯沸器、コンロ	イ	設備2-(7)給湯設備(循環ポンプを含む。):ガス湯沸器の状況	目視・触診	本体に腐食若しくは漏水があること。					○
		ロ	設備2-(8)給湯設備(循環ポンプを含む。):ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視・触診	腐食、漏水等があること。					○

点 検 表

様式2

7 建物内(便所、湯沸室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑪	湯沸器、コンロ	ハ	設備2-(9)給湯設備(循環ポンプを含む。):電気給湯器の状況	目視	本体に腐食、漏水等があること。					○
⑫	排水設備	イ	設備2-(10)衛生器具:衛生器具の取付けの状況	目視	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。					○
		ロ	設備2-(10)排水管:間接排水の状況	目視	損傷があること。					○
⑬	換気扇・送風機等	イ	設備1-(7)自然換気設備及び機械換気設備の外観:給気機及び排気機の設置の状況	目視・触診	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ロ	設備2-(2)自然換気設備及び機械換気設備の外観:排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ハ	設備2-(6)自然換気設備及び機械換気設備の外観:排気筒及び煙突の断熱の状況	目視・触診	断熱材が脱落又は損傷していること。					○
		ニ	設備1-(11)換気設備の性能:中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。					○
⑭	その他の附属物	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○

点 検 表

様式2

7 建物内(便所、湯沸室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑮	石綿等を添加した建築材料	イ	建築4-(44)吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。					○
		ロ	建築4-(46)囲い込み又は封じ込みによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。					○

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	木造	イ	建築4-(6)木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(17)木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
②	組積造	イ	建築4-(7)組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。					
③	補強コンクリートブロック造	イ	建築4-(8)補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。					
④	鉄骨造	イ	建築4-(9)鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	鋼材に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(18)鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑤	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	イ	建築4-(10)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築4-(19)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
⑥	天井・内壁	イ	建築4-(12)(24)天井・壁で難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	・必要に応じて双眼鏡等を使用し目視 ・テストハンマーによる打診等	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。					
⑥'	耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	イ	建築4-(12)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
		ロ	建築4-(13)鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。					

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑦	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	イ	建築4-(21)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
⑧	照明器具等	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑨	排気口、給気口	イ	設備1-(4)換気設備の外観:給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
⑩	空調・換気用ダクト	イ	設備1-(5)換気設備の外観:風道の取付けの状況	目視・触診	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。					○

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑪	ダンパー・防火ダンパー	イ	設備 防火ダンパーの取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。					○
		ロ	設備 防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認	ダンパーが円滑に作動しないこと。					○
		ハ	設備)防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視・触診	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。					○
		ニ	設備 連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。					○

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑫	給水配管、排水配管	イ	設備1-(2)配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。):配管の腐食及び漏水の状況	目視	配管に腐食又は漏水があること。					○
⑬	排水設備	イ	設備3-(3)排水槽:排水漏れの状況	目視	漏れがあること。					○
		ロ	設備3-(8)排水再利用配管設備(中水道を含む。):雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ハ	設備3-(10)衛生器具:衛生器具の取付けの状況	目視	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。					○
		ニ	設備3-(20)排水管:間接排水の状況	目視	損傷があること。					○
⑭	空調調和機、エアコン、ファンコイル等	イ	設備1-(12)空調調和設備(中央管理方式の空調調和設備に限る。)の主要機器及び配管の外観:主要機器の設置の状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ロ	設備1-(13)空調調和設備(中央管理方式の空調調和設備に限る。)の主要機器及び配管の外観:主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況	目視	主要機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。					○
		ハ	設備1-(14)空調調和設備(中央管理方式の空調調和設備に限る。)の主要機器及び配管の外観:空調調和設備の運転の状況	目視・触診	運転中に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。					○

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所	チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑮	排煙機	イ 設備 外観:排煙機及び給気送風機の設置の状況	目視・触診	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ホ 設備 外観:排煙口及び給気口の取付けの状況	目視	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
		ハ 設備 外観:排煙風道及び給気風道との接続の状況	目視・触診	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は空気漏れ、変形若しくは破損があること。					○
		ヘ 設備 外観:排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況	目視	排煙風道又は給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。					○
		ト 設備 外観:排煙風道の断熱の状況	目視	断熱材に欠落又は損傷があること。					○
		チ 設備 性能:排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。					○
		ロ 設備 性能:作動の状況		排煙機又は給気送風機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常な振動があること。					○
		リ 設備 性能:排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況		連動して作動しないこと。					○
		ニ 設備 性能:電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況		予備電源により作動しないこと。					○
		ヌ 設備 性能:中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。					○
		ル 設備 性能:手動開放装置による開放の状況		排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。					○

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑮	排煙機	ヲ	設備 性能:煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が運動して開放しないこと。					○
⑯	エンジン直結の排煙機	イ	設備4-(18)外観:直結エンジンの設置の状況	目視・触診	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること。					○
		ロ	設備4-(20)外観:セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	目視	電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。					○
		ハ	設備4-(21)外観:給気管及び排気管の取付けの状況	目視	変形、損傷、き裂等があること。					○
		ニ	設備4-(22)外観:Vベルト	目視・触診	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。					○
		ホ	設備4-(23)外観:接地線の接続の状況	目視	接続部に緩み又は著しい腐食があること。					○
		ヘ	設備4-(25)性能:始動及び停止の状況	目視	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と運動して直結エンジンが作動しないこと。					○
		ト	設備4-(26)性能:運転の状況	目視・聴診	運転中に異常音、異常な振動等があること。					○

点 検 表

様式2

8 建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑯	エンジン直結の排煙機	チ	設備4-(27)性能:計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。					○
⑰	ポンプ	イ	設備2-(5)給水設備:給水ポンプの運転の状況	目視、聴診	運転中に異常音、異常振動等があること。					○
⑱	昇降機	イ	建築5-(35)非常用エレベーターの乗降ロビーの外気に向かって開くことができる窓の状況	目視・開閉を確認	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと。					○
⑲	給水用・空調用タンク	イ	設備2-(3)給水設備:飲料用の給水タンク及び貯水タンクの腐食及び漏水の状況	目視	飲料用の給水タンク及び貯水タンクに腐食又は漏水があること。					○
⑳	その他の附属物	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
21	石綿等を添加した建築材料	イ	建築4-(44)吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。					○
		ロ	建築4-(46)囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。					○

点 検 表

様式2

9 建物内(電気室、自家発電機室)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
①	木造	イ	建築4-(6)木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(17)木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
②	組積造	イ	建築4-(7)組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。					
③	補強コンクリートブロック造	イ	建築4-(8)補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。					
④	鉄骨造	イ	建築4-(9)鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	鋼材に著しい錆、腐食等があること。					
		ロ	建築4-(18)鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						

点 検 表

様式2

9 建物内(電気室、自家発電機室)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑤	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	イ	建築4-(10)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。					
		ロ	建築4-(19)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視						
⑥	天井・内壁	イ	建築4-(12)(24)天井・壁で難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上の室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	・必要に応じて双眼鏡等を使用し目視 ・テストハンマーによる打診等 目視	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。					
⑥'	耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	イ	建築4-(12)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
		ロ	建築4-(13)鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。					

点 検 表

様式2

9 建物内(電気室、自家発電機室)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑦	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	イ	建築4-(21)部材の劣化及び損傷の状況	目視	各部材及び接合部に穴又は破損があること。					
⑧	照明器具等	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑨	排気口、給気口	イ	設備1-(4)換気設備の外観:給気口、排気口及び居室内の空気の入取入れ口の取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
⑩	空調・換気用ダクト	イ	設備1-(5)換気設備の外観:風道の取付けの状況	目視・触診	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。					○

点 検 表

様式2

9 建物内(電気室、自家発電機室)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑪	ダンパー・防火ダンパー	イ	設備 防火ダンパーの取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。					○
		ロ	設備 防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認	ダンパーが円滑に作動しないこと。					○
		ハ	設備 防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視・触診	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。					○
		ニ	設備 連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することによって	感知器と連動して作動しないこと。					○

点 検 表

様式2

9 建物内(電気室、自家発電機室)

点検箇所	チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑫ 自家発電設備	イ 設備6-(3)自家用発電装置の外観: 発電機及び原動機の状況	目視・触診	・端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。 ・配管類の接続部等に漏洩等があること。					○
	ロ 設備6-(6)自家用発電装置の外観: セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	目視	電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。					○
	ハ 設備6-(7)自家用発電装置の外観: 燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視・触診	・端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。 ・配管類の接続部等に漏洩等があること。					○
	ニ 設備6-(8)自家用発電装置の外観: 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。					○
	ホ 設備6-(9)自家用発電装置の外観: 自家用発電装置の取付けの状況	目視・触診	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。					○
	ヘ 設備6-(11)自家用発電装置の外観: 接地線の接続の状況	目視	接続部に緩み又は著しい腐食があること。					○
	ト 設備6-(13)自家用発電装置の性能: 電源の切替えの状況	作動の状況を確認	予備電源又は非常電源への切り替えができないこと。					○

点 検 表

様式2

9 建物内(電気室、自家発電機室)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑫	自家発電設備	チ	設備6-(13)自家用発電装置の性能:始動及び停止の状況 発電機が起動するか。	作動の状況を確認	空気始動及びセル始動により作動しないこと。					○
		リ	設備6-(14)自家用発電装置の性能:運転の状況	目視・聴診	運転中に異常音、異常な振動等があること。					○
		ヌ	設備6-(15)自家用発電装置の性能:排気の状況	目視	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。					○
		ル	設備6-(16)自家用発電装置の性能:給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	作動の状況を確認	給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。					○
		ヲ	設備6-(17)自家用発電装置の性能:コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視・聴診	運転中に異常音又は異常振動があること。					○
⑬	予備電源 (自家用発電装置を含む)	イ	設備5-(3)電源別置形の外観:蓄電池の設置の状況	目視・触診	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。					○
		ロ	設備5-(8)電源別置形の外観:キュービクルの取付けの状況	目視・触診	取付けが堅固でないこと。					○
		ハ	設備2-(1)電池内蔵形、電源別置形及び自家用発電装置の性能:予備電源への切替え及び非常用照明の点灯の状況	作動の状況を確認	予備電源が常用電源の切断及び復旧に対して、自動的に切り替えられないこと。					○
		ニ	設備3-(5)電源別置形及び自家用発電装置の性能:常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認	乗用電源の切断及び復旧に対して、自動的に切り替えられない又は非常用照明が即時点灯しないこと。					○
		ホ	設備4-(1)電池内蔵形の性能:非常用照明の充電ランプの点灯の状況	目視	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。					○

点 検 表

様式2

9 建物内(電気室、自家発電機室)

	点検箇所		チェック事項	点検方法	判断基準	状況	判定	法適合の有無	対策等	毎年点検対象
⑭	その他の附属物	イ	建築4-(35)照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視・触診	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。					○
⑮	石綿等を添加した建築材料	イ	建築4-(44)吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。					○
		ロ	建築4-(46)囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。					○

点検結果表

当該点検に 関与した点 検者		氏 名		点検者番号	
	代表となる点検者				
	その他の点検者				
当該点検対 象建築物概 要	建物名称（棟名）		棟番号		
	建物構造		建物階数	地上	階、地下 階、塔屋 階
	建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月 日
	備考				

番号	点 検 項 目		点 検 査 結 果				担当 点検者 番号	
			指摘 なし	要是正				
					既 存 不適格			
1	敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況						
(2)	敷地	敷地内の排水の状況						
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況						
(4)		有効幅員の確保の状況						
(5)		敷地内の通路の支障物の状況						
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況						
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況						
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況						
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況						
2	建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況						
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況						
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況						
(4)		土台の劣化及び損傷の状況						
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(12)				乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)				金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況						
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況					
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況						
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3	屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況						
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況						
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況						
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況						
(7)			屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況						
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況						
4	建築物の内部							
(1)	防 火 区 画	令第112条第9項に規定する区画の状況						
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況						
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況						
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況					
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況					
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					

(11)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)		概ね500平方メートル以上の空間を有する建築物	概ね500平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況				
(26)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況				
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況				
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況				
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況				
(30)			防火戸の開放方向				
(31)			本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(32)			防火設備の閉鎖又は作動の状況				
(33)			閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
(34)			常時閉鎖の防火戸の固定の状況				
(35)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(36)			防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(37)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況				
(38)			採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(39)			換気のための開口部の面積の確保の状況				
(40)			換気設備の設置の状況				
(41)			換気設備の作動の状況				
(42)			換気妨げとなる物品の放置の状況				
(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(44)			吹付け石綿等の劣化の状況				
(45)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損				
5 避難施設等							
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下		幅員の確保の状況				
(3)			物品の放置の状況				
(4)	出入口		出入口の確保の状況				
(5)			物品の放置の状況				
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)			物品の放置の状況				
(10)			避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況				
(12)			幅員の確保の状況				
(13)			手すりの設置の状況				
(14)			物品の放置の状況				
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室の排煙設備の作動の状況				
(22)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)			物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況				
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況				
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			自然排煙口の維持保全の状況				

(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(32)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)			乗降ロビーの排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビーの排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)			非常用エレベーターの作動の状況				
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)			非常用の照明装置の作動の状況				
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6	その他						
(1)	等特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7	上記以外の点検項目						
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

- (注意)
- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2の4様式第一面3欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ 7「上記以外の点検項目」欄は、特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
 - ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

点検結果表
(換気設備)

当該点検に関与した点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		
当該点検対象建築物概要	建物名称（棟名）	棟番号	
	建物構造	建物階数	地上 階、地下 階、塔屋 階
	建物延べ面積	竣工年月	年 月 日
	備考		

番号	点 検 項 目 等		点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既 存 不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）					
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	外気取り入れ口及び排気口への雨水等の防止措置の状況			
(2)		外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況				
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機及び排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量			
(10)	各室の換気量					
(11)	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
(12)	中央管理方式の空気調和設備		空気調和設備の設置の状況			
(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)	空気調和設備の性能	各室内の温度				
(18)		各室内の相対湿度				
(19)		各室の浮遊粉じん量				
(20)		各室の一酸化炭素含有率				
(21)		各室の二酸化炭素含有率				
(22)		各室の気流				
(23)		各室の吹き出し空気の分配の状況				
2	換気設備を設けるべき調理室等					
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況				
(12)		機械換気設備の換気量				
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室					
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		防火区画の貫通措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4	上記以外の点検項目等					
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 4「上記以外の点検項目等」は、特定行政庁が点検項目等を追加したとき点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(排煙設備)

当該点検に関与した点検者		氏 名		点検者番号	
	代表となる点検者				
	その他の点検者				
当該点検対象建築物概要	建物名称（棟名）	棟番号			
	建物構造	建物階数		地上	階、地下 階、塔屋 階
	建物延べ面積	竣工年月		年	月 日
	備考				

番号	点 検 項 目 等		点検結果			担当 点検者 番号		
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格			
1	令第123条第3項第1号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況					
(2)			排煙風道との接続の状況					
(3)			排煙口の設置の状況					
(4)			排煙口の周囲の状況					
(5)			屋外に設置された排煙口への雨水等の防止措置の状況					
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況					
(7)			作動の状況					
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況					
(9)			排煙機の排煙風量					
(10)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
(11)	その他	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置					
(12)			排煙口の周囲の状況					
(13)			排煙口の取付けの状況					
(14)			手動開放装置の設置の状況					
(15)			手動開放装置操作方法の表示の状況					
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況					
(17)			排煙口の開放の状況					
(18)			排煙口の排煙風量					
(19)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
(20)			煙感知器による作動の状況					
(21)		機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況					
(22)			排煙風道の取付けの状況					
(23)			排煙風道の材質					
(24)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況					
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況					
(26)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況					
(27)			防火ダンパーの作動の状況					
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ					
(31)			防火区画の貫通措置の状況					
(32)			連動型防火ダンパーの熱感知器の位置					
(33)			連動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況					
(34)			特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(35)				排煙口及び給気口の周囲の状況				
(36)		排煙口及び給気口の取付けの状況						
(37)		手動開放装置の設置の状況						
(38)		手動開放装置操作方法の表示の状況						
(39)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量					
(40)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
(41)			煙感知器による作動の状況					
(42)			給気風道の劣化及び損傷の状況					
(43)			給気風道の材質					
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の取付けの状況					
(45)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況					
(46)	給気送風機の設置の状況							
(47)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気風道との接続の状況						
(48)		排煙口の開放と連動起動の状況						
(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況						
(50)		電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動の状況						
(51)		給気送風機の排煙風量						
(52)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況						
(53)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置					
(54)	吸込口の周囲の状況							
(55)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況							
2	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー							
(1)	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況					
(2)			給気口の周囲の状況					
3	令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況						
(2)		手動降下装置による連動の状況						
(3)		煙感知器による連動の状況						
(4)		可動防煙壁の材質						
(5)		可動防煙壁の防煙区画						
(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況						

4 予備電源								
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画の貫通措置の状況					
(2)			発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(5)			空気槽の圧力					
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況					
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(8)			自家用発電装置の取付けの状況					
(9)			屋内設置の場合の給排気の状況					
(10)			接地線の接続の状況					
(11)			絶縁抵抗					
(12)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況					
(13)			始動及び停止の状況					
(14)			運転の状況					
(15)			排気の状況					
(16)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					
(17)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(18)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況					
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(20)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況					
(21)			給気管及び排気管の取付けの状況					
(22)			Vベルト					
(23)			接地線の接続の状況					
(24)			絶縁抵抗					
(25)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況					
(26)			運転の状況					
(27)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
5 上記以外の点検項目等								
特記事項								
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月				

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面8欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
 - ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑪ 5「上記以外の点検項目等」は、特定行政庁が点検項目等を追加したとき検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
 - ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑬ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した点検者		氏 名		点検者番号	
	代表となる点検者				
	その他の点検者				
当該点検対象建築物概要	建物名称（棟名）		棟番号		
	建物構造		建物階数	地上	階、地下 階、塔屋 階
	建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月 日
	備考				

番号	点 検 項 目 等		点検結果			担当 点検者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2)		予備電源の性能				
(3)	照度	照度の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池室の外観	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動及び停止の状況			
(15)			音、振動等の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7	上記以外の点検項目等					
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面12欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の点検項目等」は、特定行政庁が点検項目等を追加したとき点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した点検者		氏 名		点検者番号	
	代表となる点検者				
	その他の検査者				
当該点検対象建築物概要	建物名称（棟名）		棟番号		
	建物構造		建物階数	地上	階、地下 階、塔屋 階
	建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月 日
	備考				

番号	点 検 項 目 等	点検結果			担当点検者番号
		指摘なし	要是正	既 存 不適格	
1	飲料用の配管設備、排水設備				
(1)	飲料用配管、配管の取付けの状況				
(2)	排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(3)	配管の腐食及び漏水の状況				
(4)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(5)	継手類の取付けの状況				
(6)	保温措置の状況				
(7)	防火区画等の貫通措置の状況				
(8)	配管の支持金物				
(9)	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(10)	止水弁の設置の状況				
(11)	ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(12)	給湯管及び膨張管の設置の状況				
2	飲料水の配管設備				
(1)	給水タンク等、給水ポンプ				
(2)	給水タンク等の設置の状況				
(3)	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(4)	給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(5)	給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(6)	給水ポンプの運転の状況				
(7)	給水タンク及ポンプ等の取付けの状況				
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）				
(9)	ガス湯沸器の取付けの状況				
(10)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造				
(11)	電気給湯器の取付けの状況				
(12)	ガス給湯器の煙突及び給排気部の構造				
3	排水設備				
(1)	排水槽				
(2)	排水槽のマンホールの大きさ				
(3)	排水槽の通気の状況				
(4)	排水漏れの状況				
(5)	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(6)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）				
(7)	雑用水の用途				
(8)	雑用水給水栓の表示の状況				
(9)	配管の標識等				
(10)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(11)	消毒装置				
(12)	衛生器具				
(13)	衛生器具の取付けの状況				
(14)	排水トラップ				
(15)	排水トラップの取付けの状況				
(16)	阻集器				
(17)	阻集器の構造、機能及び設置の状況				
(18)	配水管				
(19)	公共下水道等への接続の状況				
(20)	雨水排水立て管の接続の状況				
(21)	排水の状況				
(22)	掃除口の取付けの状況				
(23)	雨水系統との接続の状況				
(24)	通気管の状況				
(25)	通気開口部の状況				
(26)	間接排水の状況				
4	上記以外の点検項目等				
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面16欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 4「上記以外の点検項目等」は、特定行政庁が点検項目等を追加したとき点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

建 物 履 歴 等 (ヒアリング) 票

1. 増築、改築、用途変更等の経過										
	年	月	日	概要 (						)
	年	月	日	概要 (						)
	年	月	日	概要 (						)
	年	月	日	概要 (						)
	年	月	日	概要 (						)
2. 関連図書の整備状況										
計画通知書	☐ : 有り (☐ : 各階平面図有り)			☐ : 無し						
竣工図	☐ : 有り			☐ : 無し						
3. 定期点検の実施状況 (前回の点検)										
建築物の定期点検	☐ : 実施 (			年	月	日)	☐ : 未実施			
建築設備の定期点検	☐ : 実施 (			年	月	日)	☐ : 未実施			
昇降機の定期点検	☐ : 実施 (			年	月	日)	☐ : 未実施			
4. 防火設備の作動点検状況										
防火扉の作動点検										
☐ : 実施 (			年	月	日)	☐ : 未実施		☐ : 対象外		
防火シャッター等の作動点検										
☐ : 実施 (			年	月	日)	☐ : 未実施		☐ : 対象外		
5. 事故、異常等の発生状況										
発覚日	年	月	日	概要 (						)
発覚日	年	月	日	概要 (						)
発覚日	年	月	日	概要 (						)
発覚日	年	月	日	概要 (						)
6. その他特記事項										

劣化状況調査票

通し番号					
学校名		学校番号		調査日	
建物名				記入者	
棟番号				建築年度	
構造種別		延床面積		階数	

部位	仕様 (該当する項目にチェック)	工事履歴(部位の更新)		劣化状況 (複数回答可)	箇所数	特記事項	評価
		年度	工事内容				
1 屋根 屋上	☐ アスファルト保護防水			☐ 降雨時に雨漏りがある			
	☐ アスファルト露出防水			☐ 天井等に雨漏り跡がある			
	☐ シート防水、塗膜防水			☐ 防水層に膨れ・破れ等がある			
	☐ 勾配屋根(長尺金属板、折板)			☐ 屋根葺等に錆・損傷がある			
	☐ 勾配屋根(スレート、瓦類)			☐ 笠木・立上り等に損傷がある			
	☐ その他の屋根			☐ 樋やルーフトレンを目視点検できない			
				☐ 既存点検等で指摘がある			
2 外壁	☐ 塗仕上げ			☐ 鉄筋が見えているところがある			
	☐ タイル張り、石張り			☐ 外壁から漏水がある			
	☐ 金属系パネル			☐ 塗装の剥がれ			
	☐ コンクリート系パネル(ALC等)			☐ タイルや石が剥がれている			
	☐ その他の外壁()			☐ 大きな亀裂がある			
	☐ アルミ製サッシ			☐ 窓・ドアの廻りで漏水がある			
	☐ 鋼製サッシ			☐ 窓・ドアに錆・腐食・変形がある			
	☐ 断熱サッシ、省エネガラス			☐ 外部手すり等の錆・腐朽			
				☐ 既存点検等で指摘がある			

部位	改修・点検項目	改修・点検年度	特記事項(改修内容及び点検等による指摘事項)	評価
3 内部仕上 (床・壁・天井) (内部建具) (間仕切等) (照明器具) (エアコン)等	☐ 老朽改修			
	☐ エコ改修			
	☐ トイレ改修			
	☐ 法令適合			
	☐ 校内LAN			
	☐ 空調設置			
	☐ 障害児等対策			
	☐ 防犯対策			
	☐ 構造体の耐震対策			
	☐ 非構造部材の耐震対策			
4 電気設備	☐ その他、内部改修工事			
	☐ 分電盤改修			
	☐ 配線等の敷設工事			
	☐ 昇降設備保守点検			
5 機械設備	☐ その他、電気設備改修工事			
	☐ 給水配管改修			
	☐ 排水配管改修			
	☐ 消防設備の点検			
	☐ その他、機械設備改修工事			

特記事項(改修工事内容や12条点検、消防点検など、各種点検等による指摘事項が有れば、該当部位と指摘内容を記載)

--

健全度
/ 100点

点検チェックリスト集計表(学校用)

学校名	〇〇〇〇	点検年月日	〇〇年〇月〇日
-----	------	-------	---------

[illegible]

【様式6】点検チェックリスト(学校設置者用)

通し番号

学校名		点検日			
点検者	職名:	点検箇所 (該当に)	屋内運動場 廊下	教室 昇降口	特別教室 外部 その他
	氏名:		階	室名	

<点検結果>
 A : 異常は認められない、または対策済み
 B : 異常かどうか判断がつかない、わからない
 C : 異常が認められる

点検項目				点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
						目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家	
I 天井	学校	天井	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	学校	25							
	天特定	①技術基準への適合	技術基準に則した落下防止対策がとられているか。	耐震性	44							
	(2)在来／軽鉄下地	①壁際の吊り方	野縁や野縁受けの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	45							
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	45							
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	46							
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	46							
	(3)在来／木下地	①木下地の配置	吊木等が適当な間隔で配置され、耐力が十分確保されているか。	耐震性	47							
		②下地材(腐朽など)	天井の木下地材の腐朽、割れは見当たらないか。	劣化	47							
		③天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡、天井面の著しい変形は見当たらないか。	劣化	47							
	(4)システム天井	①壁際の吊り方	Tバーの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	48							
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	48							
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	49							
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	49							
	直張り(5)	①ボード類のずれなど	木毛セメント板等のボード類にずれ・ひび割れ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	51							
	直吹付(6)	①吹き付けの劣化	吹き付けに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	51							
	直塗り(7)	①モルタル(剥落など)	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	52							

点検項目				点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
						目視	打診・触診	図面	学校 (報告)	設置者	専門家	
Ⅱ 照明器具	学校	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	学校	25							
	(1) 吊り下げ形	①吊り材 (緊結)	照明器具の吊り材は支持材に緊結されているか。	耐震性	54							
		②落下防止対策 (屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	54							
		③取付け金物 (劣化)	ビス等の取付け金物に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	54							
	(2) 直付け形	①取付け部 (緊結)	照明器具は支持材に緊結されているか。	耐震性	55							
		②落下防止対策 (屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	55							
		③取付け部 (劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	55							
	(3) 天井材埋込形	①落下防止対策	落下防止対策がとられているか。	耐震性	56							
		②取付け部 (劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	56							
		③周辺の天井材	照明器具周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	56							
Ⅲ 窓・ガラス	学校	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	26							
	学校	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	学校	26							
	学校	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	学校	27							
	学校	窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	学校	27							
	学校	扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	学校	27							
	F I X 窓	①FIX(はめごろし)窓／硬化性パテ	FIX(はめごろし)窓のガラスの固定に硬化性パテを使用していないか。	耐震性	57							
	開閉窓	②開閉窓／引き違い窓	窓に動きにくさ、変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化	58							
	横連窓	③屋内運動場の横連窓	横連窓を支持する構造体の剛性が確保されているか。	耐震性	59							
Ⅳ 外壁(外装材)	学校	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	28							
	モルタル(1)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	61							
	ラス(2)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみが見当たらないか。	劣化	62							

点検項目				点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
						目視	打診・触診	図面	学校 (報告)	設置者	専門家	
IV 外壁（外装材）	(3) タイル	①目地	伸縮調整目地が所要に施工されているか。	耐震性	63							
		②剥落など	タイルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	63							
	(4) ALCパネルなど	①取付け工法	層間変位追従性が高い工法で設置しているか。	耐震性	64							
		②ひび割れなど	ALCパネルや押出成形セメント板などにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつき、錆は見当たらないか。	劣化	65							
	(5) サイディングなど	①ひび割れなど	ボードにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつきは見当たらないか。	劣化	65							
		②取付けビス	取付けビスに浮き等の異常は見当たらないか。	劣化	65							
	(6) ガラスブロック	①工法	古い工法で設置されていないか。	耐震性	66							
		②ずれ・せり出し	ガラスブロック壁に面外へのずれやせり出しは見当たらないか。	劣化	67							
		③欠損など	ガラスブロックの欠損、ひび割れや目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	67							
	(7) コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	68							
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	68							
		③欠損など	コンクリートブロック壁にはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	69							
V 内壁（内装材）	学校	内壁（内装材）	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	28							
	モルタル (1)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	71							
	ラス (2)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみは見当たらないか。	劣化	72							
	ボード仕上げ (3)	①はらみなど	ボードのはらみ、緩み、ずれ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	72							
	(4) コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁（間仕切壁）は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	73							
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	73							
		③欠損など	コンクリートブロックのはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	73							
	(5) ステージ前部の壁	①仕上面の状況	ビスや釘の浮き、ボードのはらみやずれ、汚れは見当たらないか。	劣化	73							
		②構造体との緊結	下地材と構造体（鉄骨等）が緊結されているか。	耐震性	73							

[illegible]

点 検 結 果 図

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった不具合箇所（特記すべき事項を含む）、状況を記載し、指摘箇所や撮影した写真の位置等を点検表（様式 2）の位置、点検箇所を記載すること。

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」の項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。